

小山工業高等専門学校副校長及び学科長に関する規程

制 定 平成22年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)の副校長及び学科長について必要な事項を定めるものとする。

(副校長)

第2条 小山工業高等専門学校学則第9条の2に規定する副校長として、次の各項に規定する副校長を置く。

- 2 校長の命を受け、校長を補佐するとともに、総務及び企画に関することを掌理し、必要に応じて校長の代理を務める副校長(総務主事)を置く。
- 3 校長の命を受け、校長を補佐するとともに、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する副校長(教務主事)を置く。
- 4 校長の命を受け、校長を補佐するとともに、学生の厚生補導に関すること(副校長「寮務主事」の所掌に属するものを除く。)を掌理する副校長(学生主事)を置く。
- 5 校長の命を受け、校長を補佐するとともに、学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する副校長(寮務主事)を置く。

(学科長)

第3条 本校の一般科及び各専門学科に、校長の命を受け、一般科及び専門学科を代表し、その運営、連絡調整等に当たる一般科長及び学科長(以下「学科長」と総称する。)を置く。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。